

せいねんこうけんせいど 成年後見制度

Q&A

Q 後見人などがつくと、買い物はできなくなるの？

A 食べ物、洋服など日常生活に必要なものは自分で買えます。

Q 申立費用はどのくらいかかるの？

A 印紙代や連絡用の郵便切手代、診断書作成費用などで1万5千円くらいかかります。

※申立書類作成を専門家に依頼すると別途費用がかかります。

Q 成年後見人等に支払う費用はどのくらいかかるの？

A 1年間に行った成年後見人等の業務内容により異なります。本人の資産を考慮して家庭裁判所が決定します。

まずは
静岡市成年後見支援センター
へ！！



しずおかしせいねんこうけんしえんせんたー 静岡市成年後見支援センター

電話 054-275-0955 FAX 054-275-0956

Mail: kenriyogo@shizuoka-shakyo.or.jp

静岡市葵区城内町1番1号（静岡市中央福祉センター内）

■車でお越しの場合は、静岡市民文化会館地下駐車場（有料）をご利用ください。駐車場から徒歩約5分

■静鉄ジャストラインバス 静岡駅（北口）より
・県立病院高松線 県立総合病院方面行（10番のりば）
・大浜麻機線 麻機方面行（三菱東京UFJ銀行静岡支店前16番のりば）

※「英和女学院前」下車 徒歩5分

※公共交通機関をご利用ください。



しずおかし

静岡市

せいねんこうけんしえんせんたー 成年後見支援センター

～これからも安心して暮らしていくために～

このような困りごとはありませんか？

制度

- 周囲から「そろそろ後見を」と言われたが、何をしたいかわからない。
- 成年後見制度を利用したいけれど、費用がかかると思い、悩んでいる。

財産

- 定期預金の解約をしようとしたら、銀行から制度を利用して手続きをするよう言われた。
- 自分で金銭管理をすることが難しくなってきた親族がいる。

これから

- 障がいを持つ子どもの親亡き後が心配だ。
- 頼る人もいないので、「認知症になったら」と思うと心配だ。

契約

- 福祉サービスを利用したいと思うが、一人で契約するのは心配だ。
- 物忘れが増えてきたので消費者被害が心配だ。



成年後見制度を
紹介するよ！
気軽に相談
してね！

〒420-0854

静岡市葵区城内町1番1号（静岡市中央福祉センター2階）

<受託法人> 社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会

電話 054-275-0955 FAX 054-275-0956

Mail: kenriyogo@shizuoka-shakyo.or.jp

成年後見制度のあらまし

判断能力が十分でなくなった人（認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など）が、医療や介護に関する契約を結んだり、預貯金の払い戻しや解約、遺産分割の協議、不動産の売買などをする場合に、ご本人に不利益な結果を招かないよう、ご本人を保護して支える人が必要になります。

このように、判断能力が十分でない人のために、支援する人（成年後見人等※）を選び、この支援者がご本人のために活動するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、既に判断能力が低下している場合に利用する「法定後見制度」と、判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく「任意後見制度」の2つの仕組みがあります。 ※成年後見人等・成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人

① 法定後見制度

家庭裁判所によって、成年後見人等（任意後見人を除く）が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて「後見」・「保佐」・「補助」の3つの制度があります。家族やご本人が家庭裁判所に審判の申立を行い、家庭裁判所から選任された成年後見人等が判断能力の程度によって異なる権限（後見、保佐、補助）の範囲内で支援していきます。



② 任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

しずおかしせいねんこうけんしえんせんたー
静岡市成年後見支援センター

電話 054-275-0955 FAX 054-275-0956

受付 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時

場所 静岡市葵区城内町1番1号（静岡市中央福祉センター2階）

<受託法人> 社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会

静岡市成年後見支援センターってどんなところ？

静岡市成年後見支援センターは、成年後見制度に関する相談、広報・研修、市民後見人の養成を通して、成年後見制度の利用の促進を図ることを目的としています。静岡市から委託を受け、社会福祉法人静岡市社会福祉協議会が運営しています。

1 相談

相談無料

	概要	開催日時・場所
一般相談	センター職員による成年後見制度に関する一般相談。	<受付> 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9時～17時まで 場所 静岡市成年後見支援センター <予約制ではありませんがまずはお電話をください。>
相談会 <事前予約制> 当日予約可	3区で毎月開催。司法相談員（弁護士又は司法書士）とセンター職員（社会福祉士）の2名で行います。1件40分程度。	<葵区> 第4火曜日 ※祝日等で変更あり 13時～16時40分まで 場所 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟 （静岡市葵区城東町24-1）
		<駿河区> 第3水曜日 ※祝日等で変更あり 13時～16時40分まで 場所 静岡市地域福祉共生センター みなくる （静岡市駿河区南八幡町3-1）
		<清水区> 第2木曜日 ※祝日等で変更あり 13時～16時40分まで 場所 清水社会福祉会館 はーとぴあ清水 （静岡市清水区宮代町1-1）

2 広報・研修

- 成年後見制度に関する市民向け講演会、関係機関向け研修
- 福祉事業所等の職員研修などに出張しての制度説明
- 成年後見制度に関する広報

3 市民後見人養成・支援

市民後見人とは？

ご本人の親族ではなく、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職でもない、地域に住む一般市民による後見人です。ご本人にとって専門職よりも身近な存在である市民後見人は、住民目線で、ご本人に寄り添ったきめ細やかなサポートができるという強みがあります。

静岡市では、2018年度から「市民後見人養成研修」を行っており、2021年2月には静岡市初の市民後見人が誕生し現在活動をしています。